

「農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視」の勧告に対する改善措置状況 (2回目のフォローアップ) の概要 (ポイント)

勧告先：農林水産省 勧告日：平成25年4月12日
1回目の回答日：平成26年3月20日 2回目の回答日：平成27年11月20日

主な勧告 (調査結果)

主な改善措置状況

1 農地の流動化の促進に係る取組の効果的な実施

① 農地集積目標の達成に向けた関係施策の取組の進捗状況の検証、検証結果をそれ以降の取組に反映

- 目標達成のためには、農地の流動化対策を加速化させ、迅速かつ確実な実施が必要

② 農地利用集積円滑化事業の実績が上がっていない都府県について、その原因・理由や、各団体における取組の実態を更に把握・分析し、その結果を踏まえ推進方策を検討

- 農地利用集積円滑化事業の実績が低調なものあり



① 既往の取組の検証結果も踏まえ、新たな農地集積・集約化の仕組みとして、全都道府県に農地中間管理機構を整備。同機構の初年度実績等を踏まえ、これを早期に軌道に乗せるため、機構の役員体制の再構築、現場担当者の質・量の確保など、担い手への農地集積・集約化の取組を加速化

※ 農地面積に占める担い手の利用割合：50.3% (26年度末。対前年度1.6ポイント増加)

② 円滑化事業の平成25年度実績は5.5万haと前年度から1.5万ha増加。農地中間管理機構の枠組みを活用し、農地集積・集約化を引き続き推進

※ 今後10年間（平成35年まで）で担い手の農地利用が全農地の8割となるようにするとの目標達成に向けた取組状況について、引き続き注視

2 農地法に基づく遊休農地に関する措置の適正かつ効果的な実施

○ 農林水産省は、以下について農業委員会に対し更に指導・助言が必要

- 利用状況調査について、農地法にのっとり、その区域内にある全ての農地を調査対象として実施することを徹底
- 農地の利用増進を図るための指導の徹底。当該指導を行ってもなお利用増進が図られない場合は、遊休農地である旨の通知又は公告等の措置を実施することを徹底

- 全ての農地までは利用状況調査の対象にしていない農業委員会あり
- 遊休農地の所有者に対する指導が低調な農業委員会あり



○ 改正農地法による遊休農地の措置について、地方農政局等担当者会議において、変更点や制度の適正な運用等を徹底

※ 遊休農地の状況（農地法に基づく農地の利用状況調査結果の推移）について、引き続き注視

3 違反転用に対する処分等の適正な実施

① 都道府県及び農業委員会に対し処分等による違反転用への対応の徹底について指導し、都道府県等による指導・勧告や処分
の適切かつ厳格な実施を確保

- 〔 • 違反転用に対する処分等が不十分なものあり 〕

② 地方農政局等、都道府県及び農業委員会において、転用許可時に付した条件に基づく転用事業の進捗状況の把握・管理及び事業計画どおりに進捗していない事案に対する厳格な指導の徹底

- 〔 • 進捗していない転用事業に対する文書指導等が低調なものあり 〕



○ 都道府県等において、違反転用に対する指導・勧告等の措置を実施

違反転用を発見した当該年中に是正措置が講じられた割合（平成20年90%→26年94%）、是正のために勧告を行った割合（平成20年0.9%→26年1.6%）とも増加

農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告 に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成23年10月～25年4月
- 2 調査対象機関 農林水産省

【勧告日及び勧告先】 平成25年4月12日 農林水産省

【回答年月日】 平成26年3月20日

【その後の改善措置状況に係る回答年月日】 平成27年11月20日

【調査の背景事情】

- 世界の食料需給が逼迫基調で推移すると見込まれる中、食料の多くを海外に依存している我が国においては、国内の食料供給力を強化し、食料自給率の向上を目指していくことが喫緊の課題。このため、水田等を有効活用するための生産対策や担い手の育成・確保対策の推進と併せて、国内の農業生産の重要な基盤である農地について、優良な状態で確保し、その有効利用が図られるようにし、意欲ある多様な農業者に農地が集積されることが極めて重要
- 平成21年6月の農地法（昭和27年法律第229号）等の農地関係法律の改正により、農地について耕作者自らが所有することを最も適当としてきた制度を改め、農地の適正かつ効率的な利用が図られるよう、農地の転用に関する規制の強化、遊休農地対策の強化、農地の利用集積を円滑に実施するための事業の創設等を実施
- 平成22年の耕地面積は459.3万haと、12年（483万ha）に比べ10年間で23.7万ha減少（23年の耕地面積は456.1万haで22年に比べ更に3.2万ha減少）している一方、耕作放棄地面積については、34.3万haから39.6万haへと5.3万ha増加している状況がみられるなど、今後、農地の確保に向けた一層の取組が重要
- この行政評価・監視は、食料の安定供給を確保するための重要な生産基盤である農地の保全及び有効利用を図る観点から、農地の利用集積対策の実施状況、遊休農地対策の実施状況、農地の転用に関する規制の運用状況等を調査
- その後、農業の構造改革を推進するため、農地利用の集積集約化を行う農地中間管理機構を都道府県段階に創設するとともに、遊休農地解消措置の改善、青年等の就農促進策の強化、農業法人に対する投資の円滑化等を講ずる「農地中間管理事業の推進に関する法律」及び「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律」が平成25年12月5日に成立

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>1 持続可能な力強い農業の実現のための施策の着実な推進 (1) 農地の流動化の促進に係る取組の効果的な実施 (勧告要旨)</p> <p>① 土地利用型農業における地域の中心となる経営体への農地集積の目標の達成に向けた関係施策の取組の進捗状況の検証を行い、その結果をそれ以降の取組に反映させること。</p> <p>(説明) 《制度の概要》</p> <p>○ 土地利用型農業における地域の中心となる経営体への農地集積の目標 平成28年度までに、平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの規模の経営体が大宗を占める構造を目指す(「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」(平成23年10月25日食と農林漁業の再生推進本部決定))</p> <p>→ 具体的には、20ha以上の規模の経営体が耕作する農地面積が全国の土地利用型農業に供されている耕地面積に占める割合を平成22年の「3割」から「8割程度」に引上げ</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 上記目標の達成のためには、平成28年度までの5年間で174万haの農地の流動化が必要。過去5年間のすう勢(17～22年で24万ha)を踏まえると、これら経営体への農地集積をこれまで以上に加速化させるための関係施策の迅速かつ確実な実施が必要</p> <p>※ 農地集積の目標については、本勧告後、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)及び「農林水産業・地域の活力創造プラン」(同年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)において、今後10年間で、</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>→ : 1回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況 ⇒ : 2回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況</p> </div> <p>→ 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において、担い手への農地集積・集約や耕作放棄地の解消を加速化し、今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割(現在5割)を占める農業構造を実現していくこととされた(「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)にも、同じ内容の目標が設定された。)</p> <p>農業の生産性を高め、成長産業としていくためには、担い手への農地の集積や担い手ごとの農地集約を更に加速化していく必要があることから、農地流動化を進める画期的な手法として、都道府県段階に公的な農地の中間的受皿として農地中間管理機構(以下「機構」という。)を整備する「農地中間管理事業の推進に関する法律案」及び「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案」を第185回国会(臨時会)に提出した。これら法律案は同国会で成立し、平成25年12月13日にそれぞれ公布され、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)については、26年3月1日に施行された。</p> <p>具体的には、①機構が農地を借り受け、②必要な場合には、機構が大区画化等の条件整備も行った上で、③法人経営や大規模家族経営などの担い手に対して、その規模拡大や利用する農地の集約化に配慮して転貸するスキームを整備するものである。</p> <p>また、機構の活動を支援するため、機構にまとまって農地の貸付けを行った地域及び機構に対する農地の貸付けに伴って離農又は経営転換する者等への支援のための予算を措置することとした。</p> <p>今回、担い手への農地集積・集約化のための関係施策の取組の進捗状況の検証を行った結果は、以下のとおりである。</p> <p>① 地域の中心となる経営体、そこへの農地の集積、地域農業の在り方等</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>担い手の農地利用が全農地の8割（平成22年で約5割）を占める農業構造を確立する旨の目標が改めて設定</p>	<p>を定めた「人・農地プラン」については、平成25年12月末時点において9,397地域（同プラン作成予定地域1万5,060地域の62%）で作成された。</p> <p>② 平成24年度から予算措置した農地の出し手への支援である「農地集積協力金」（人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体への農地の集積に協力する者に対して交付するもの）については、同年度の実績は0.5万haで、「年間3万ha」の目標の達成度合いは約2割であった。これは、農地集積協力金の交付要件である人・農地プラン作成が、農地の利用集積に係る部分まで進まなかったことなどによるものと考えられる。</p> <p>③ 平成23年度から予算措置した農地の受け手への支援である「規模拡大加算」（農業者戸別所得補償制度加入者が、農地利用集積円滑化事業（以下「円滑化事業」という。）を活用して、面的集積（連坦化）するために利用権を取得した農地の面積に応じて、交付金を交付するもの）については、24年度の実績は2.2万haと23年度の実績1.7万haの約1.3倍（0.5万haの増加）で、「年間5万ha」の目標の達成度合いは約4割であったが、昭和63年度以降25年間の農地流動化施策の中では最高の実績となった。</p> <p>これは、下記アンケート調査結果にもあるように、農地の出し手や受け手の確保が難しいことなどが挙げられるものの、平成24年度から、人・農地プランにおいて、あらかじめ地域の中心となる経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、その範囲内で利用権が設定されれば規模拡大加算の面的集積要件を満たすこととする運用を開始したこと、円滑化事業の周知が図られたことなどによるものと考えられる。</p> <p>また、平成24年2月に引き続き25年2月にも、全国の農地利用集積円滑化団体（以下「円滑化団体」という。）に対し規模拡大加算の活用に関するアンケート調査を実施した。その結果、</p> <p>i) 「規模拡大加算が相当程度活用された」とする規模拡大加算による農地集積を評価する回答は、前回調査の25%から10ポイント増加して35%となった。</p> <p>ii) 「評価できる水準に達していない」と回答した円滑化団体に対して、</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
	<p>規模拡大加算の活用を進めるために必要と考える取組（複数回答）を尋ねたところ、「農地の受け手の育成・確保」（20%）、「人・農地プランの取組推進」（15%）、「農地の出し手の白紙委任に対する抵抗感の緩和」（12%）、「農地の出し手の掘り起こし」（12%）の順に回答が多かった。これら関係施策の取組の進捗状況の検証を踏まえ、その結果を今後の取組に以下のとおり反映させることとした。</p> <p>① 人・農地プランについては、これまで市町村等が同プランを作成する取組や、市町村が地域連携推進員を設置する取組等を支援するための予算措置を講じてきたが、平成26年度予算においては、i) 人・農地プランの継続的な話合いと見直しの支援、ii) 地域連携推進員の活動の支援、iii) 農業経営の法人化等の支援を講ずることとしている。</p> <p>② 農地集積協力金については、これまでは円滑化団体による円滑化事業の活用を交付要件としていたが、平成25年度補正予算から、機構を活用して担い手への農地集積・集約化を加速的に推進するため、機構にまとめて農地の貸付けを行った地域及び機構に対する農地の貸付けに伴って離農又は経営転換する者等を支援する仕組みとする「機構集積協力金交付事業」を措置することとした。</p> <p>③ 規模拡大加算については、平成25年度から「規模拡大交付金」に改めるとともに、当該年度における「年間5万ha」の目標の達成に向けて、新たに都道府県ごとの目標を設定しその達成に向けた進捗管理を徹底することとした。具体的には、平成25年7月の「地方農政局農地政策推進課長等会議」において、都道府県ごとの規模拡大交付金による農地集積目標面積の設定と都道府県ごとの事情を踏まえた戦略的事業計画の作成を地方農政局等に対し指示した。</p> <p>なお、規模拡大交付金は、機構が整備されることで、農地の受け手は機構からまとまった農地として貸付けを受けられること、必要があれば大区画化等を行った上で貸付けを受けられることから、機構自体が受け手に対するインセンティブになるため、平成25年度当初予算までの措置となったところである。</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
	<p>④ 円滑化事業のうち、農地の出し手が「農地所有者代理事業」（農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託を行うもの）を利用する場合、農用地の効率的な面的集積を確保する観点から、委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定しないこと（白紙委任）とされており、この白紙委任に対する農地の出し手の抵抗感が強いことが、円滑化事業による農地集積が進まない一因ともなっていた。</p> <p>このため、平成24年10月4日付けで「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）を一部改正し、農地の出し手の白紙委任に対する抵抗感を軽減する措置を講じたところであり、25年度においても、農地集積協力金等の施策の説明機会を通じて、引き続き改正内容の周知を行った。</p> <p>⇒1 農業の生産性を高め、成長産業としていくためには、担い手への農地集積・集約化を加速化していく必要があることから、公的な農地の中間的受け皿となる機構を都道府県段階に整備することを目的とする農地中間管理事業の推進に関する法律が平成26年3月に施行され、同年11月までに全都道府県で機構が立ち上がった。</p> <p>機構の初年度（平成26年度）の実績については、機構による借受面積は2.9万ha、転貸面積は2.4万ha。このほかに、機構の特例事業（旧農地保有合理化事業）による買入面積が0.7万ha、売渡面積が0.7万haとなっており、機構の特例事業と合わせた貸借と売買により機構に権利移転された面積は3.6万ha、機構から権利移転した面積は3.1万haとなっている。旧農地保有合理化法人時代の実績（貸借で0.2万～0.3万ha、売買を含めても0.8万～1.1万ha）と比べると、貸借だけで約10倍、売買を含めたトータルの面積では約3倍と一定の成果を上げることができたが、担い手に全農地面積の8割を集積するという目標を達成するには不十分なものであった。</p> <p>※農地面積に占める担い手の利用割合：50.3%（26年度末。対前年度</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
	<p>1.6ポイント増加)</p> <p>このため、機構を早期に軌道に乗せ、実績を大幅に拡大する必要があることから、①機構が積極的に動く組織となるよう、役員体制の再構築、②農地集積に向けて現場でコーディネート活動を行う担当者を質・量ともに十分に配置、③人・農地プランの定期的な見直しなど、地域の農業者による徹底した話し合いの推進、④機構が担い手農業者と徹底した意見交換を行い、その結果を機構の運営に反映、⑤農地整備事業と機構事業の連携を強化するなどの方策を講じ、担い手への農地集積・集約化の取組を加速化していくこととしている。</p> <p>(平成27年6月19日第15回農林水産業・地域の活力創造本部確認)</p> <p>2 また、担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消、農業に新規参入する者の促進を主たる役割とする農業委員会が、その役割をより良く果たせるようにするため、農業委員会等に関する法律の改正案を含む「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案」を第189国会（常会）に提出した。同法律案は、同国会で成立し、平成27年9月4日に公布された。農業委員会等に関する法律の改正のポイントは、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 農業委員会の業務の重点は、農地利用の最適化の推進であることを明確化 ii) 農業委員の選出方法を公選制から市町村長の任命制に変更 iii) 農地利用最適化推進委員の新設 iv) 農業委員会をサポートするため、都道府県段階及び全国段階に農業委員会ネットワーク機構を指定

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <p>② 農地利用集積円滑化事業による集積面積の実績が上がっていない都府県についてその原因・理由や、各農地利用集積円滑化団体における取組の実態を更に把握・分析し、その結果を踏まえた同事業の推進方策について検討すること。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 農地利用集積円滑化事業</p> <p>農地利用集積円滑化団体（実施主体は市町村、農業協同組合、市町村公社等）が、農地の所有者から委任を受けて、その者を代理して農地の貸付け等を行うこと（農地所有者代理事業）等を内容とする市町村段階の事業で、平成21年6月の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の改正で創設</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 農地利用集積円滑化事業の実績が低調なものあり</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産省が同事業の全国的展開を図っている中で、平成22年度の実績が全くないものが4都府県 農林水産省が同事業の基本となる事業と位置付け事業実施を必須としている「農地所有者代理事業」について、平成22年度及び23年度の2か年の実績が全くないものが、調査した20団体中11団体（うち3団体は、農地利用集積円滑化事業自体の実績なし） 	<p>→ 円滑化事業の実績は、平成22年度1.8万ha、23年度3.2万ha、24年度4.0万haと拡大しているものの、①農地の受け手がいなければ、成果を上げられない、②相対取引を中心としているため、分散錯圃の抜本的な解消にはつながらないなどの限界があった。</p> <p>このため、農地の中間的受皿として、都道府県段階に機構を整備し、①リース方式を中心とし、機構が間に入ってまとまった形で農地を担い手に転貸するとともに、②地域の関係者による徹底した話し合いを通じた、人・農地プランの作成や見直しとセットで取り組むこととし、③財政支援も充実させることで、農地集積・集約化の成果を上げていくこととした。</p> <p>円滑化事業による農地集積の実績は、上述のとおり増加傾向にあるが、その実績を都道府県別にみると、平成22年度において実績が全くないものが4都府県（東京都、奈良県、和歌山県及び高知県）みられたが、23年度に2都府県（東京都及び和歌山県）となり、24年度には、円滑化団体の設立が進んだことや円滑化事業の普及が図られたことから、実績が全くない都道府県は解消された。</p> <p>農地の中間的受皿として新たに機構を整備したところであるが、農地流動化には、様々な意向や実態等があることから、円滑化団体による円滑化事業は、従来同様に措置しており、今後は、機構と円滑化団体や個別相対をうまく組み合わせ、農地流動化の成果を上げていくこととする。</p> <p>なお、機構による担い手への農地集積と集約化を加速化させるため、前述のとおり、平成25年度補正予算から「機構集積協力金交付事業」を措置することとしている。</p> <p>⇒ 平成25年度の円滑化事業の実績は、前年度から1.5万ha増加の5.5万haとなった。平成26年3月に農地中間管理事業を創設し、同事業を担い手への農地集積・集約化を図る中心的な事業として位置付けており、引き続き同事業による農地集積・集約化の取組を推進する。</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <p>③ 各農地保有合理化法人における取組の実態やその実績が低調な原因・理由を更に把握・分析し、その結果を踏まえた農地保有合理化事業の推進方策について検討すること。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 農地保有合理化事業 農地保有合理化法人（実施主体は都道府県公社等。47都道府県全てに各1法人設置）が、離農農家や規模縮小農家等から農地の買入れ等を行い、規模拡大による経営の安定を図ろうとする農業者に当該農地の売渡し等を行うこと（農地売買等事業）等を内容とする都道府県段階の事業</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 農地保有合理化事業の主要な事業である「農地売買等事業」の実績（平成17～22年度）が低調なものあり</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地の中間保有リスクを回避するためなどとして、新規の買入れや売渡しを控えており、「農地の中間保有・再配分機能」が十分に発揮されていないものが、調査した10法人中2法人 	<p>→ 農地保有合理化事業の実施主体である農地保有合理化法人は、これまで農地の売買を中心に同事業を推進してきているが、農地の所有者は農地を売り渡すことに抵抗感があることに加え、農地保有合理化法人の方も、買入れには多額の資金を必要とする上、買入れた農地が長期にわたり売却できない場合は不良資産を抱えることとなるため、買入れに消極的であったことなどから、農地保有合理化法人に十分な農地が集まらず、分散錯綜した農地利用を解消して農地の面的集積を進める上で十分な成果が上がっていなかった。一方、日本再興戦略において、今後10年間で担い手が利用する農地を全農地の8割に引き上げることが目標に掲げられたところである。</p> <p>このようなことから、農地保有合理化法人が行う農地保有合理化事業の制度を抜本的に見直して「農地の中間的受皿」としての機能を強化することにより、日本再興戦略における当該目標の達成に資するため、「農地中間管理事業の推進に関する法律案」を第185回国会（臨時会）に提出した。当該法律案は同国会で成立し、平成25年12月13日に公布され、26年3月1日に施行された。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律は、農地保有合理化事業に代えて新たに「農地中間管理事業」を創設し（農地保有合理化法人制度も廃止）、同事業の実施主体である機構（都道府県知事が、同事業を公平かつ適正に行うことができる法人（地方公共団体の第三セクター）を、都道府県に一を限って指定）が「農地の中間的受皿」としての機能を十全に発揮できるよう、①農地の借受け・貸付け、②借受農地についての利用条件の改善、③借受農地の管理（当該農地を利用して行う農業経営を含む。）を農地中間管理事業の中心とするなどの内容となっている。</p> <p>あわせて、平成25年度補正予算から、機構の整備及びその活動の支援、機構にまわって農地の貸付けを行った地域や機構への農地の貸付けに伴い離農あるいは経営転換する者等に対する協力金など、機構による担い手への農地集積・集約化活動を加速化させるため、「農地中間管理機構事業」</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>(2) 農地法に基づく遊休農地に関する措置及び耕作放棄地再生利用対策の適正かつ効果的な実施 (勧告要旨)</p> <p>① 利用状況調査について、農地法にのっとり、その区域内にある全ての農地を調査対象として実施することを徹底するよう、都道府県を通じて農業委員会に対し更に指導・助言すること。また、利用状況調査の結果を踏まえて行う、農地の農業上の利用の増進を図るための指導については、当該農地の所有者が自ら耕作を行うか、自ら耕作を行うことが困難な場合は地域の認定農業者等への当該農地の貸付け等を行うよう指導を徹底するとともに、当該指導を行ってもなお農業上の利用の増進が図られない場合は農地法第32条の遊休農地である旨の通知又は公告等の措置の実施を徹底して農業上の利用の増進に向けた取組の実効性が上がるよう、都道府県を通じて農業委員会に対し更に指導・助言すること。</p> <p>(説明) 《制度の概要》 ○ 農地法に基づく遊休農地(注)に関する措置(平成21年6月の同法の改正で創設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員会は、毎年1回、その区域内にある全ての農地の利用状況調査を実施 ・ 上記調査の結果に基づき、遊休農地の所有者に対し、その農業上の利用の増進を図るため必要な指導を実施 <p>→ なお農業上の利用の増進が図られない場合、農業委員会は、遊休農</p>	<p>や「機構集積協力金交付事業」を措置することとした。</p> <p>⇒ 農地保有合理化法人は機構の創設により廃止されたことから、引き続き農地中間管理事業による農地集積・集約化の取組を推進する。</p> <p>→ 各都道府県に対し「農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」等について(平成25年11月27日付け25経営第2595号農林水産省経営局農地政策課長通知)を発出し、農地法(昭和27年法律第229号)に基づく遊休農地に関する措置の更なる徹底について都道府県を通じて農業委員会に対し指導・助言を行った。</p> <p>なお、利用状況調査の実施に対する措置状況について、今回の勧告前に、「農業委員会の活動状況の平成25年度予算配分への反映について」(平成24年10月11日付け24経営第2003号農林水産省経営局農地政策課長通知)を各都道府県に通知し、区域内にある全ての農地を調査対象としていない農業委員会については、その調査の状況を平成25年度の農業委員会交付金の配分の算定に反映させることとしたこと等により、24年12月末時点において、震災等によりやむを得ない事情があったものを除く1,688農業委員会中、1,622農業委員会が、区域内の全ての農地を調査対象として実施した。</p> <p>さらに、「農地法に基づく遊休農地に関する措置の施行状況調査について」(平成24年11月9日付け24経営第2345号農林水産省経営局農地政策課長通知)を各都道府県に通知し、利用状況調査で把握した遊休農地の措置状況及び指導に未着手の理由等を把握した結果、未着手の理由として、①当該指導の対象件数が多く人員不足のため対応できない、②農地の受け手を探しているが見付からない、③当面解消見込みがないので後回しにしている、④当該農地の所有者が確知できないなどの理由が明らかとなった。</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>地の所有者に対する通知（遊休農地の農業上の利用に関する計画の届出を義務付け）や勧告等を実施</p> <p>(注) ①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、②その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地（①の農地を除く。）のいずれかに該当する農地</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 全ての農地までは利用状況調査の対象にしていない農業委員会あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度の利用状況調査において、区域内の農地の全てを調査対象とはせず、その利用状況を把握していない農地があるものが、調査した28委員会中10委員会 ・ このうち、調査実施率（注）が50%未満のものが2委員会 <p>(注) 区域内の全農地面積に占める調査実施面積の割合</p> <p>○ 遊休農地の所有者に対する指導が低調な農業委員会あり</p> <p>→ 平成22年度の利用状況調査の結果に基づく指導が適切に行われていなかったものが、調査した28委員会中21委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導対象農地に全く指導を行っていなかったもの：9委員会 ・ 指導対象農地で未指導の農地があったもの：12委員会 <p>→ 指導率（注）が50%未満のもの：8委員会</p> <p>(注) 指導対象農地面積に占める指導実施面積の割合</p> <p>(勧告要旨)</p>	<p>このようなことから、機構を活用して遊休農地の発生防止・解消を円滑に進められるよう、「農地中間管理事業の推進に関する法律案」及び「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案」を第185回国会（臨時会）に提出した。これら法律案は同国会で成立し、平成25年12月13日に公布され、農地中間管理事業の推進に関する法律については、26年3月1日に施行された。</p> <p>農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）による農地法の一部改正の内容は、以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 農業委員会は、利用状況調査の結果、遊休農地に該当する農地があるときは、その所有者等に対し、当該農地の農業上の利用の意向に関する調査を行い、機構への貸付けを促す仕組みを設けること。 ② 所有者の死亡等により耕作の事業に従事する者が不在となったため遊休農地となるおそれのある農地についても、農地法に基づく遊休農地に関する措置の対象とすること。 ③ 都道府県知事の裁定による機構への利用権設定までのプロセスを簡素化すること。 ④ 遊休農地等の所有者又はその所在が分からない場合の公告制度の改善を図ること。 <p>⇒ 平成26年4月に改正された農地法による遊休農地の措置について、同月に地方農政局等担当者会議を開催して、変更点や制度の適正な運用等を徹底した。</p>
<p>② 全体調査（現「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」）について、調査結果が耕作放棄地解消のための取組の基礎データとして重要である</p>	<p>→ 平成25年4月15日の地方農政局等担当者会議において今回の勧告の内容を周知するとともに、各地方農政局の会議等を通じて都道府県や市町村・農業委員会に対し、今回の勧告の内容の周知と指導・助言を行った。</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>ことに鑑み、現地調査等の際に必要なデータが適確に把握されるよう、都道府県を通じて市町村・農業委員会に対し要請すること。</p> <p>あわせて、今後人・農地プラン（地域農業マスタープラン）の作成等を通じて計画的な耕作放棄地解消のための取組を進める場合には、その実施状況を踏まえ、都道府県を通じて市町村に対し適切に指導を行うこと。</p> <p>（説明） 《制度の概要》</p> <p>○ 耕作放棄地全体調査（現「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」）</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産省は、平成20年度から、都道府県及び市町村・農業委員会の協力の下、現況が耕作放棄地となっている全ての農地を対象に荒廃の状況等を把握する現地調査を実施（注） 平成22年9月からは、現地調査で把握した耕作放棄地に係る解消計画を定めてその解消を図る取組を実施 → その後、全国各地で人・農地プランの作成が進められていることなどを踏まえ、平成24年12月で廃止 <p>（注）具体的には、現地調査で、①人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地、②草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備を実施して農業利用すべき土地、③森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能と見込まれる土地をそれぞれ把握</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 調査した地方公共団体（市町村・農業委員会）の中には、区域内の全ての農地を調査範囲としていないものあり</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度の調査において、区域内の全ての農地を調査することができず、現況を十分に把握できなかったものが、35団体中12団体 平成21年度や22年度の調査においても、一部の地方公共団体において調査範囲を限定している状況あり 	<p>また、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査等の実施に当たっての留意事項について」（平成26年1月10日付け25農振第1816号農林水産省農村振興局長通知）を発出し、都道府県を通じて市町村・農業委員会に対し、①荒廃農地の発生・解消状況に関する調査について、調査要領に基づき調査の対象範囲となる土地全てを調査すること、②耕作放棄地解消のための取組は、人・農地プランに具体的な取組事項を整理した上で推進することを指導した。</p> <p>⇒1 「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査等の実施に当たっての留意事項について」（平成26年1月10日付け25農振第1816号農林水産省農村振興局長通知（以下「留意事項通知」という。））発出後の平成26年の荒廃農地の発生・解消状況に関する調査は、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により避難指示のあった福島県の町村等12市町村を除く1,707市町村において実施され荒廃農地面積が27.6万ha、再生利用された面積が1.0万haとなっている。</p> <p>また、平成27年4月16日に地方農政局等担当者会議を開催し、改めて都道府県や市町村・農業委員会に対して、今回の勧告内容の周知と指導・助言を行った。</p> <p>2 平成26年12月末現在、人・農地プランを作成している市町村数は1,512市町村となっている。</p> <p>このうち、人・農地プランに耕作放棄地解消のための取組事項を記載している市町村数は179市町村（11.8%）にとどまったため、平成27年4月16日の地方農政局等担当者会議において、留意事項通知に基づき、人・農地プランに耕作放棄地解消のための取組事項を整理することについて、市町村における取組を推進するよう再度周知を行った。</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>○ 解消計画の策定状況や策定内容に係る以下のような事例あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区域内に耕作放棄地があるにもかかわらず、解消計画を策定していなかったもの ・ 解消に向けた各年度の実施内容等を定めていないなど、解消計画が実効ある内容となっていないもの <p>(勧告要旨)</p> <p>③ 緊急対策について、各地域協議会における具体的な取組の実態や、当該対策の成果や課題を踏まえて、今後の対策の内容を検討するとともに、引き続き実施状況を毎年度点検すること。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 耕作放棄地再生利用緊急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耕作放棄地を再生利用する取組やこれに附帯する施設等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組を総合的・包括的に支援するため、平成21年度予算で創設 ・ 国から交付された再生利用交付金を基に都道府県耕作放棄地対策協議会で基金を造成し、地域耕作放棄地対策協議会（市町村等の区域をその区域とし、当該地域における耕作放棄地の再生利用等に取り組む協議会）を通じて、再生利用に取り組む農業者等に再生利用交付金を交付する仕組み <p>《調査結果》</p> <p>○ 緊急対策による「荒廃した耕作放棄地の解消面積」に係る目標値が設定されていないため、その実績が十分な水準に達しているか検証できない</p> <p>○ 平成21年度及び22年度の再生利用交付金に係る事業の実績が全くない地域協議会が、調査した19協議会中5協議会</p> <p>→ 検証に当たっては、各地域協議会における具体的な取組の実態に関する</p>	<p>農林水産省が講じた改善措置状況</p> <p>→ 本対策については、その実施状況の点検結果も踏まえ、平成25年度補正予算及び26年度予算において、耕作放棄地を再生利用する活動への支援措置の充実（地域の中心となる経営体に集約化（面的集積）する場合は再生作業の助成単価を2割加算、新たに機構が行う再生作業の取組についても支援）を図ることとしたところである。</p> <p>また、平成25年度補正予算から、各都道府県耕作放棄地対策協議会が作成する再生利用推進計画に、耕作放棄地の再生見込み面積や各地域耕作放棄地対策協議会への支援体制等を記入することとするとともに、当該都道府県耕作放棄地対策協議会が毎年度、同計画の実施状況を点検することとしたところである。</p> <p>⇒ 再生利用推進計画では、平成26年度の耕作放棄地再生見込みは約1,638haであったのに対して、再生実績は616haであった。都道府県別では、再生利用推進計画を上回る実績を上げている県がある一方で、計画を大きく下回る県もあり、県ごとに大きな差が生じている。今後、再生利用推進計画の実施状況の点検及び検討を行い、必要な対応を講ずる予定である。</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況															
<p>る情報も積極的に活用することが重要</p> <p>(3) 農地転用許可事務の適正な処理の徹底 (勧告要旨)</p> <p>農地転用許可事務の適正な処理の徹底を図る観点から、都道府県及び農業委員会に対し、引き続き優良農地の転用許可に係る判断を適切に行うよう指導する必要がある。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地法により、農地を農地以外のものにすること（転用）は制限されており、転用には都道府県知事又は農林水産大臣の許可が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 4ha以下の農地：都道府県知事 ・ 4haを超える農地：農林水産大臣（許可権限が地方農政局長等に委任） ○ 農地転用許可の審査は、「立地基準」及び「一般基準」に基づき実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 立地基準：申請に係る農地を営農条件及び周辺の市街地化の状況から5種類に区分し、その区分に応じて許可の可否を判断 <table border="1" data-bbox="188 928 1102 1407"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>営農条件、市街地化の状況</th> <th>許可方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農用地区域内農地</td> <td>市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地</td> <td>原則不許可</td> </tr> <tr> <td>甲種農地</td> <td>第1種農地の要件に該当するもののうち市街化調整区域内の土地改良事業等の対象となった農地（8年以内）等特に良好な営農条件を備えている農地</td> <td>原則不許可</td> </tr> <tr> <td>第1種農地</td> <td>10ha以上の規模の一団の農地、土地改良事業等の対象となった農地等良好な営農条件を備えている農地</td> <td>原則不許可</td> </tr> <tr> <td>第2種農地</td> <td>鉄道の駅が500m以内にある等市街地化が見込まれる区域内にある農地又は生産性の低い小集団の農地</td> <td>周辺の他の土地に立地することができない場合</td> </tr> </tbody> </table>	区分	営農条件、市街地化の状況	許可方針	農用地区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地	原則不許可	甲種農地	第1種農地の要件に該当するもののうち市街化調整区域内の土地改良事業等の対象となった農地（8年以内）等特に良好な営農条件を備えている農地	原則不許可	第1種農地	10ha以上の規模の一団の農地、土地改良事業等の対象となった農地等良好な営農条件を備えている農地	原則不許可	第2種農地	鉄道の駅が500m以内にある等市街地化が見込まれる区域内にある農地又は生産性の低い小集団の農地	周辺の他の土地に立地することができない場合	<p>農林水産省が講じた改善措置状況</p> <p>→ 農地転用許可事務の適正な処理の徹底を図る観点から、引き続き、農地転用許可事務実態調査を実施し、必要に応じて法令の適正な運用の考え方を各都道府県等に指導していく方針である。</p> <p>⇒1 平成25年度の農地転用許可事務実態調査は、44都道府県（東日本大震災により被災した岩手県、宮城県及び福島県は調査対象外とした。）及び87市町村が処理した2,180事案を対象に実施した。</p> <p>その結果、事務の適正な処理を確保する必要がある事案（以下「要改善事案」という。）は274件（調査事案数に占める割合：12.6%）となった（24年度から3.2ポイント改善）。</p> <p>なお、平成26年度の農地転用許可事務実態調査結果については、現在取りまとめ中である。</p> <p>2 農地転用許可事務の適正な処理の徹底を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 農地転用許可事務実態調査において要改善事案がみられた地方公共団体に対して、法令の適正な運用の考え方について、個別に技術的助言を行うとともに、 ② 農地転用許可制度を担当する都道府県職員の資質向上を図るため、担当者会議（平成26年6月開催）や研修（平成26年9月開催）において、要改善事案を用いて、法令の考え方を周知した。
区分	営農条件、市街地化の状況	許可方針														
農用地区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地	原則不許可														
甲種農地	第1種農地の要件に該当するもののうち市街化調整区域内の土地改良事業等の対象となった農地（8年以内）等特に良好な営農条件を備えている農地	原則不許可														
第1種農地	10ha以上の規模の一団の農地、土地改良事業等の対象となった農地等良好な営農条件を備えている農地	原則不許可														
第2種農地	鉄道の駅が500m以内にある等市街地化が見込まれる区域内にある農地又は生産性の低い小集団の農地	周辺の他の土地に立地することができない場合														

勧告事項			農林水産省が講じた改善措置状況
		等は許可	
第3種農地	鉄道の駅が300m以内にある等の市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地	原則許可	
<p>・一般基準：i) 農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められるかどうか、ii) 転用により周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれがないか等について審査</p> <p>○ 農林水産省は、毎年、「農地転用許可事務実態調査」を実施し、同調査で把握した、当該事務の適正な処理を確保する必要があると考えられた事例について、その運用の考え方を公表</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 許可決定に当たり、農地区分の判断や優良農地の転用が例外的に認められる条件に合致するかどうかの判断等が適正に行われておらず、農地転用許可事務の適正な処理を確保する必要があると考えられるものあり（調査した1,175事案中16事案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10ha以上の広がりを持つ一団の農地の区域内であり第1種農地の要件を満たしているにもかかわらず、第2種農地と判断しているもの ・ 第1種農地が「集落に接続して設置されるもの」として許可されているものの、集落に接続しているとはいえないもの <p>(4) 違反転用に対する処分等の適正な実施 (勧告要旨)</p> <p>① 都道府県及び農業委員会に対し処分等による違反転用への対応の徹底について指導し、都道府県等による指導・勧告や処分の適切かつ厳格な実施を確保すること。</p> <p>② 違反転用事案の発生・継続状況等の的確な把握に資するため、都道府</p>			<p>→ 平成25年4月26日の地方農政局等担当者会議（本省）において今回の勧告の内容を周知するとともに、都道府県担当者会議（各地方農政局）を通じて都道府県に対し、今回の勧告の内容の周知と指導・助言を行った。</p> <p>また、「違反転用の是正に係る取組の強化等について」（平成26年1月10</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>県及び農業委員会に対し、農業委員会から都道府県への違反転用事案の迅速な報告及び違反転用事案に係る指導経過等関係資料の作成・保管を徹底するよう指導すること。</p> <p>③ 地方農政局等、都道府県及び農業委員会において、転用許可時に付した条件に基づく転用事業の進捗状況の把握・管理及び事業計画どおりに進捗していない事案に対する厳格な指導を徹底すること。</p>	<p>日付け25農振第1814号農林水産省農村振興局長通知)を発出し、都道府県等に対して、違反転用に対する都道府県等の指導・勧告や処分適切かつ厳格な実施の確保等について指導を行った。</p>
<p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 違反転用に対する処分等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員会は、違反転用事案を把握したときは遅滞なく都道府県知事等に報告 ・ 報告を受けた都道府県知事等は、違反転用者に対し、農地への原状回復を促す指導・勧告を実施。勧告に従わない場合、必要に応じて原状回復命令等の処分を実施 ○ 転用事業の進捗状況の把握・管理及び許可条件違反への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可権者は、転用許可時に付した条件に基づく転用事業の進捗状況の把握・管理を実施 ・ 事業未着手や遅延等の場合、転用事業者に対し、事業計画どおり事業を行うよう指導・勧告を実施。勧告に従わない場合、必要に応じて許可取消し等の処分を実施 <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 違反転用事案183件(地方農政局・道府県等89件、農業委員会94件)を調査した結果、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 違反転用に対する処分等が不十分なものあり <ul style="list-style-type: none"> → i) 農用地区域内農地(転用が原則不許可)の違反転用事案であって、ii) 違反状態が3年以上継続しており、iii) 関係機関において複数回の文書指導や勧告を行っているものの処分(原状回復命令等)が実 	<p>⇒ 都道府県等が新たに発見した違反転用については、農地法等の改正前の平成20年には8,197件であったものが、26年には3,922件へと減少している。</p> <p>そのうち、違反転用を発見した当該年中に追認許可や原状回復などにより是正されたものは、平成20年には7,351件(90%)であったものが、26年には3,677件(94%)となっている。</p> <p>また、都道府県等が違反転用の是正のために勧告を実施したものは、平成20年には76件(0.9%)であったものが、26年には64件(1.6%)となっており、違反転用に占める割合は増加している。</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>施されていないもの：89件中12件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 違反転用事案の発生・継続状況等の把握が不十分なものあり → ・ 農業委員会から管轄道府県への報告まで3か月超のもの：50件（94件のうち発見日・報告日を特定できたもの）中28件 <ul style="list-style-type: none"> ・ i) 違反転用の発見時期、ii) 文書指導の実施時期、iii) 農業委員会から管轄道府県への報告時期の全部又は一部が不明となっているもの：183件中49件 <p>○ 進捗していない転用事業に対する文書指導等が低調</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業未着手や遅延等の事案177件を調査した結果、 <ul style="list-style-type: none"> i) 口頭指導の継続実施等が行われているものの、農林水産省の事務処理要領で定められた文書指導等が講じられていないものが98件 ii) このうち、事業着手予定日・完了予定日から当省調査時点まで10年以上経過しているものが21件 iii) i) の文書指導等未実施の98件の中には、許可時の転用目的と異なる目的に無断で供されているものが2件 	
<p>(5) 農地の権利移動の許可後における耕作状況の把握の適正な実施 (勧告要旨)</p>	
<p>① 一般法人に対する許可事案について、農地法第3条第6項の規定に基づく報告及び同法第30条第1項の規定に基づく利用状況調査の活用により許可後の農地の耕作状況の把握を徹底するよう、都道府県を通じて農業委員会に対し更に指導・助言すること。</p> <p>② 一般法人以外に対する許可事案について、利用状況調査の活用等により許可後の農地の耕作状況を把握し指導することに努めるよう、都道府県を通じて農業委員会に対し指導・助言すること。</p>	<p>→ 各都道府県に対し前述の「農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」等について」を発出し、農地の権利移動の許可後における耕作状況の把握及び適正に耕作されていない場合の指導の徹底等について、都道府県を通じて農業委員会に対し指導・助言を行った。</p> <p>⇒ 平成26年4月に地方農政局等担当者会議を開催し、引き続き農地法に基づく制度の適正な運用等を徹底した。</p>
<p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 農地法により、個人や法人が農地を売買又は貸借するためには、原則と</p>	

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>して農業委員会の許可が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産法人以外の法人（一般法人）の場合、毎年、許可を受けた農地の利用状況を農業委員会に報告することが義務付け ・ 個人又は農業生産法人の場合は、報告義務なし <p>→ ただし、農地法に基づく利用状況調査の活用等により、許可事案ごとの農地の利用状況の把握に取り組んでいる農業委員会あり</p> <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般法人に対する許可事案について、許可後の農地の利用状況が十分に把握されていないものあり <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般法人からの報告書が未提出にもかかわらず、提出督促や農地の現況確認等を行っていないものが、8委員会中1委員会（17件中5件） ○ 一般法人以外に対する許可事案について、許可に係る農地が耕作されずに遊休化したり違反転用につながったりしているものあり <ul style="list-style-type: none"> ・ 独自に利用状況の把握に取り組んでいる3委員会等では、改善指導により、把握された農地の耕作再開が進んでいる状況 ・ 利用状況の把握を特に行っていない37委員会等においては、遊休化や違反転用の事案が発見されずに見過ごされているおそれあり 	
<p>2 農用地区域内農地の面積目標の達成に向けた取組の着実な推進</p> <p>（勧告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>基本指針における「平成32年の確保すべき農用地区域内農地の面積目標」の達成に向けて、市町村における農用地利用計画の変更による10ha以上の集団的な農地の農用地区域への編入等をより促進するとともに、当省の指摘事項も踏まえて農地法に基づく遊休農地に関する措置や耕作放棄地再生利用対策等の関係施策を着実に推進する必要がある。</p> </div> <p>（説明）</p> <p>《制度の概要》</p>	<p>→ 平成25年4月25日の地方農政局等担当者会議において、10ha以上の集団的な農地の農用地区域への編入促進や関係施策の推進の徹底について各都府県に対し要請等を行うよう、各地方農政局等に対し指示した。これを受けて、同年5月に各地方農政局等において、各都府県の担当者を集めた会議の開催等により、今回の勧告の内容を説明するとともに当該要請等を行ったところである。</p> <p>⇒ 平成25年の農用地区域内の農地面積（平成25年12月1日現在）は全国で約</p>

勸告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>○ 国による面積目標の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づき、農林水産大臣は、「農用地等の確保等に関する基本指針」を策定 ・ 現基本指針では、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進により、平成32年の確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積を「415万ha」とする目標を設定 <p>○ 都道府県による面積目標の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県知事は、「農業振興地域整備基本方針」を農林水産大臣の同意を得た上で策定し、当該都道府県の面積目標を設定 ・ 農林水産大臣は、毎年、都道府県に対し、上記目標の達成状況に関する資料の提出を求め、把握結果を公表 <p>○ 市町村による農用地利用計画の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業振興地域の区域内にある市町村は、「農業振興地域整備計画」を策定（策定に当たり、整備計画のうち「農用地利用計画」について都道府県知事の同意が必要）。都道府県の基本方針の変更等により必要が生じたときは、遅滞なく整備計画を変更 <p>《調査結果》</p> <p>○ 10ha以上の集団的な農地の農用地区域への編入促進 （調査した13道府県の面積目標設定における編入見込み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 100%：1県 ・ 80%以上100%未満：2県 ・ 50%以上80%未満：8府県 ・ 50%未満：2道県 <p>（面積目標設定に係る基本方針の変更を受けた整備計画の変更状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 面積目標設定に係る基本方針の変更に伴い整備計画の変更が必要となる461市町村（上記13道府県のうちの10道府県内）のうち、農用地利用計画を変更済みのものは34市町村（7.4%）。変更作業中のものを含 	<p>405.8万haとなっており、対前年比約0.2万ha増となった。</p> <p>内訳としては、荒廃農地の発生、農用地区域からの除外等により約2.0万ha減少した一方で、10ha以上の集団的な農地の農用地区域への編入や荒廃農地の再生等により約2.3万ha増加した。</p> <p>都道府県別にみると、27都道府県において前年よりも農用地区域内の農地面積が増加しているなど、目標達成に向けた取組が進められている。</p> <p>平成26年度においても、年間を通じた各地方農政局等が開催する各都府県の担当者を集めた会議や研修等を通じ、引き続き、優良農地の確保に向けた取組の推進について要請を行った。</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>めても205市町村（44.5%）</p> <p>○ 農用地区域内における耕作放棄地の発生（荒廃）抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国における耕作放棄地（注）の発生状況（平成17～24年） → ・ 田は、平成17年から20年まで3,000ha台で推移していたが、24年には2,000haを下回っている ・ 畑も、平成17、18年には8,000haを超えていたが、22年以降は5,000ha台で推移 ・ 一方、平成24年においても、田と畑の合計で約7,000haの耕作放棄地が発生。引き続き耕作放棄地の発生抑制のための取組の着実な推進が必要 <p>（注）農用地区域内農地以外の農地を含む</p>	